

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(令和7年9月1日条例第14号)

職員の勤務時間、休暇等に関しては、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年身延町条例第35号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日までに地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいてなされた休暇の承認その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた承認その他の行為とみなし、休暇のうち期間の定めのあるものについては当該期間は通算する。